

へぐり障がい者らいふ・ウェルネス協会規約

(名 称)

第1条 本会は、へぐり障がい者 らいふ・ウェルネス協会と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を平群町大字福貴72 平群町総合スポーツセンター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、平群町を中心とした地域の中で、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと文化・芸術・スポーツ活動できる「共生社会」の実現に貢献し、健康促進・人間関係の構築・社会福祉制度・活動施設の充実等、豊かな人生の構築に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、目的を達成するため以下の活動に取り組む。

- (1) 障がい者・健常者のスポーツ・健康推進活動
- (2) 障がい者・健常者の芸術・音楽活動
- (3) 障がい者・健常者の文化活動
- (4) 共生社会の実現にむけた福祉活動
- (5) 本会の活動における必要な知識と技術修得のための研修
- (6) 関係機関・団体との提携協力
- (7) 一般社団法人くまがしクラブの運営を後援する活動
- (8) その他目的達成に必要な諸活動

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に同意し、役員会で定めた会費を納めた個人・団体を会員とする。

(保険)

第6条 会員は必要な保険に加入する。また、加入に係る費用は個人負担とする。

(退会)

第7条 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に申し出ることによって任意に退会することができる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名(会計兼任)
- (3) 事務局長1名(監査兼任)

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。

(運営)

第10条 本会は、毎年1回総会を開催し、重要事項について審議する。また議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(経費)

第11条 この会の運営費は会費その他の収入を持って支弁する。

(財務)

第12条 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、適時会長による監査をうけるものとする。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第14条 この規約は、会員の過半数をもって改正することができる。

(付則) 本規約は2018年4月1日より施行する。